

## 第 2 2 号議案

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表学校歯科医の項中「1 7 3,0 0 0 円」を「1 7 4,0 0 0 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 投票立会人及び期日前投票立会人の報酬については、その者の職務に従事した時間（以下「従事時間」という。）が、その者の立会時間（投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの間をいう。）に満たない場合は、従事時間分の額を支給するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中別表に備考を加える改正規定は公布の日から、別表学校歯科医の項の改正規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定（投票立会人及び期日前投票立会人の報酬に係る部分に限る。）は、この条例の公布の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

## 第 2 2 号議案 要旨

### 加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (要旨)

#### 1 改正理由

加東市立小学校及び中学校の学校歯科医の報酬の基本額を兵庫県立学校医等の報酬の額と同水準とすること並びに投票立会人及び期日前投票立会人の従事時間を時間単位とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 学校歯科医の報酬の額を改めること。(別表関係)
- (2) 投票立会人及び期日前投票立会人に支給する報酬の額を当該立会人の従事時間分の額とすること。(別表関係)

#### 3 施行期日等

- (1) 2 (1)関係 平成 3 1 年 4 月 1 日
- (2) 2 (2)関係 公布の日 (公布の日以後に告示される選挙から適用)

新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
学校歯科医	年額 <u>173,000円</u> + 474円 × 児童生徒数	学校歯科医	年額 <u>174,000円</u> + 474円 × 児童生徒数
(略)	(略)	(略)	(略)
		備考 <u>投票立会人及び期日前投票立会人の報酬については、その者の職務に従事した時間（以下「従事時間」という。）が、その者の立会時間（投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの間をいう。）に満たない場合は、従事時間分の額を支給するものとする。</u>	